

あきる野市行政改革推進市民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地方行政を取り巻く極めて厳しい社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民とともに行政改革の着実な推進を図るため、あきる野市行政改革推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、市長から行政改革の推進状況についての報告を受け、市長に行政改革の推進に関する提言又は助言を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、市長が委嘱する委員14人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体の代表者

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 市民会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 市民会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 第2条に規定する事項の検討を行うため、市民会議の下に部会を設置することができる。

2 前項の部会に関する事項は、委員長が定める。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。